**平成２７年（フ）第１５号**
茨城県常陸太田市大方町1170番地
債務者　井坂　健一
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
水戸地方裁判所

**平成２７年（フ）第１号**
千葉県南房総市平久里中678番地１
債務者　原　多江子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２７年（フ）第２号**
千葉県館山市上真倉2278番地の３　清和ハイツＤ号室
債務者　川江　真弓
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２６年（フ）第４９８号**
川崎市幸区小倉４丁目21番２―205号　県営小倉団地
債務者　海鉾　尚志
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第５１６号**
川崎市中原区井田３丁目22番22号
債務者　高梨公一郎
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第５３２号**
川崎市幸区小向町11番22号　芳沼ハイツ303
債務者　三浦　理貴
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２７年（フ）第１３号**
川崎市幸区下平間108番地５　ダイアパレス鹿島田803
債務者　田村　敏克
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第４４２号**
新潟市中央区東出来島16番６号
債務者　鈴木　佑太
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第８号**
新潟市西区松海が丘１丁目７番１号
債務者　水沼　照代
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１４号**
新潟市東区藤見町１丁目18番２―47号
債務者　川崎　美咲
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２８号**
新潟市中央区東出来島16番６号
債務者　鈴木　和美
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１８１号**
長野市吉田１丁目15番15号
債務者　木内百合子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２１２号**
長野市三輪９丁目34番10―305号　宇木団地
債務者　中原　幸子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第５号**
長野市大字大豆島5911番地１
債務者　市川　夏樹
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第７号**
長野市川中島町四ツ屋1293番地１　大口アパート南１
債務者　小林　敏文
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第８号**
長野県須坂市大字亀倉161番地３
債務者　滝沢　良仁
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１４号**
長野県上田市下之郷261番地１　宮入ガーデンハウスＡ―３号
債務者　丸山　朱理（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２７年（フ）第７号**
長野県飯田市八幡町509番地１
債務者　小澤岐九夫
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所飯田支部